川西市水道ビジョン(後期)

安全な水道水を安定して送りつづけるために - 信頼されるライフラインを目指して -

> 平成25年度~平成29年度 (2013年度~2017年度)

川西市上下水道局

はじめに

本市水道事業は、昭和28年創設以来、5期に及ぶ拡張事業を実施し、安全で安定した水道水の供給をめざして、市民に信頼される事業運営に努めてきました。

「川西市水道ビジョン」は「安全な水道水を安定して送り続けること」を基本理念に定め、実現に向けた基本目標を設定し、老朽施設の更新を始め、施設の耐震性の強化、鉛製



給水管の更新などに計画的に取り組むこととしています。

他方、少子高齢化、節水意識の定着、節水機器の普及等による水需要の低下から、収益の根幹である給水収益が減額となり、経営面では厳しい状況が続いています。

今回はビジョン全体期間の9年間(平成21年度~29年度)の後期 5年間の経営・事業計画を策定しています。

策定にあたり、種々ご検討いただきました川西市上下水道事業経営審議会の委員の皆さまや市議会の皆様に対し深く感謝いたします。

今後は「川西市水道ビジョン(後期)」を基本として、市民の生活と命を守る水の「安全」「安定」を第一義とし、事業運営に取り組んでまいります。

川西市長 大塩民生

目 次

기	〈道ビジョン策定(の概要	<u>:</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	1
1	策定の趣旨・																								1
2	基本理念と基本	目標				-																		-	1
3	水道ビジョン(行	复期)	の ₁	位置	置づ	うけ																		-	1
기	く道ビジョン(前昇	期 平原	烖2	1年	度	~	平	成	2	4£	Fß)	0	り村	怠	Œ									3
1	安心して飲めるた	水道水				-																			3
(1) 水質監視の強化	ረ				-																			3
(2) 水質管理の充実	₹																							3
(3)直結給水方式の)拡大																							3
(4) 貯水槽水道の管	管理の	適I	E化	, -																				3
(5) 鉛製給水管の更	乭新・																							4
2	安定した給水の	確保				-																			4
(1) 基幹施設の更新	б				-																			4
(2) 基幹管路の更新	f																							5
(3)緊急時用連絡管	管の布	設			-																			5
(4) 応急給水拠点σ)強化																							6
(5) 水運用体制の確	全立 ·																							6
(6) 災害時における	5体制	整体	備 .																					7
(7)近隣市との相互	京応援	体制	訓の	確	立																			7
3	運営基盤の強化																								8
(1)事業運営の充実	€・拡	充																						8
(2) 人材の育成・活	5用 ·													•										8
(3) 運営管理の効率	巠化 ⋅																							9
(4)広域化の取組み	,																							S
(5) 需要者サービス	スの向	上																						g
) 広報及び広聴活																								
=																									
4	環境への思いやり) .																						1	C

	水道ビジョン(後期	平成:	25	年	度		平	成	2	9£	丰厚	芰])		•	ı	•		•			11
1	安心して飲める水道														•	ı	•		•			11
(1)水質監視の強化・			•		•							-				•		•			11
(2)水質管理の充実・																					12
(3)直結給水方式の拡	大·																				12
(4)貯水槽水道の管理	の適	正	化																		12
(5)鉛製給水管の更新	·		•		•	-					•	•	-	-	i	•	•	•		•	12
2	安定した給水の確係	₹ .														i						13
(1)基幹施設の更新・														•				•			13
(2)基幹管路の更新・														•				•			13
(3) 応急給水拠点の強	i化·																				14
(4)水運用体制の確立	·													•				•			14
(5)災害時における体	制整	備																			14
(6)近隣市との相互応	援体	制	の ^z	確:	立	•			•			•	•	-	i	•	•	•		•	14
3	運営基盤の強化・															ı						15
(1)事業運営の充実・	拡充		•		•							-				•		•			15
(2)人材の育成・活用			•		•							-				•		•			15
(3)運営管理の効率化	;		•		•							-				•		•			15
(4)広域化の取組み・			•		•							-				•		•			16
(5)需要者サービスの	向上	•																			16
(6)広報及び広聴活動	の充	実	•		•	•			•			•	•	•		•		•			16
4	環境への思いやり														•	ı	•		•			16
	計画のフォローアップ	Ĵ.						•		-					•	ı	-		-			17
【参	考資料】																					
	水道事業のあゆみ ・															ı				参	考	- 1
	水道料金の変遷・・																			参	老	- 4

水道ビジョン策定の概要

1 策定の趣旨

水道ビジョンは平成21年度に策定し、目標年次を平成29年度としています。「安全な水道水を安定して送りつづけるために - 信頼されるライフラインを目指して - 」という基本理念を掲げ、「安心して飲める水道水」など4つの基本目標とそれぞれ定めた施策目標の実現に取り組んでいます。

なお、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた施策目標とするため、平成21年度から平成24年度(前期)と平成25年度から平成29年度(後期)に区分しています。

事業運営においては、給水人口の減少、節水意識の定着、節水機器の普及等による水需要の低下から、収益の根幹である給水収益が減少傾向を示すなど、厳しい状況が続いています。

一方、老朽施設の更新を始め、施設の耐震性の強化、鉛製給水管の更新等 取り組むべき事業は山積しています。

こうした状況を踏まえて、前期4年間の実績、進捗状況等を検証するとと もに、平成29年度までの水道ビジョン(後期)を策定するものです。

2 基本理念と基本目標

川西市水道ビジョンは、「安全な水道水を安定して送りつづけるために - 信頼されるライフラインを目指して - 」を、基本理念とし、 4 つの基本目標「安心して飲める水道水」「安定した給水の確保」「運営基盤の強化」「環境への思いやり」を設定しています。

基本目標ごとに施策目標を定め、着実に事業に取り組んでいます。

- 3 水道ビジョン(後期)の位置づけ
- (1)川西市水道ビジョン(平成21年度~平成29年度)の基本理念に基づき 策定します。
- (2)期間は平成25年度から平成29年度までの5か年とします。
- (3)第5次川西市総合計画の前期基本計画(平成25年度~平成29年度)との整合を図ります。
- (4)施策目標5か年の実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とします。

安全な水道水を安定して送りつづけるために

~信頼されるライフラインを目指して~

基本目標 施策目標 1 安心して飲める水道水 1)水質監視の強化 2)水質管理の充実 3)直結給水方式の拡大 4)貯水槽水道の管理の適正化 5)鉛製給水管の更新 2 安定した給水の確保 1)基幹施設の更新 2) 基幹管路の更新 3)緊急時用連絡管の布設(市内南北) 4) 応急給水拠点の強化 5)水運用体制の確立 6)災害時等における体制整備 7) 近隣都市との相互応援体制の確立 3 運営基盤の強化 1)事業運営の充実・拡充 2)人材の育成・活用 3)運営管理の効率化 4) 広域化の取組み 5)需要者サービスの向上 6) 広報および広聴活動の充実 4 環境への思いやり 1)省エネルギー対策 2)水資源の有効利用 3)廃棄物のリサイクル

水道ビジョン(前期 平成21年度~平成24年度)の検証

前期4年間の経営面では、収益において給水収益が計画より大幅に減少し、 分担金収入でその一部を補っている状況でありますが、費用において、人件 費、受水費などの経費削減に努めた結果、計画以上の黒字となりました。

事業面では、収支不足額は計画額より増額となっていますが、減価償却費等の補てん財源で賄うことができました。投資額は水需要の見直しによる過大投資を避けたこと、宅地開発の遅延などの理由により、計画と差異がありますが、実質的にはほぼ計画どおりに事業は実施しました。

1 安心して飲める水道水

(1)水質監視の強化

猪名川水質協議会では、猪名川及び一庫ダムの水質検査を共同で実施するとともに、河川で、油漏れ事故などの水質異常が発生した場合、原因の調査対応などにあたっています。

(2)水質管理の充実

水質検査計画に基づき、水道法で定められている水質基準項目と水質管理設定項目に加え、川西市が独自に設定した項目について検査を実施しています。検査結果に変動がある場合は、検査回数を増やすなど、水質監視体制を強化しています。

(3)直結給水方式の拡大

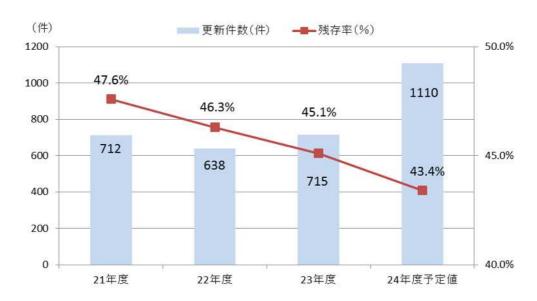
直結給水施工基準(3階以下建物)及び直結増圧給水装置施行基準(概ね10階建物)に基づき、給水方式の選択が可能となったことにより、平成21年度から3か年で、直結直圧給水装置が73件、直結増圧給水装置が20件増加しました。平成23年度末の設置状況は、直結直圧給水装置が260件、直結増圧給水装置が23件となっています。

(4)貯水槽水道の管理の適正化

小規模貯水槽(10m³以下)の設置数は、平成23年度末で525か所となっています。小規模貯水槽については、管理者や所有者の特定が困難なケースが多いため、特定率を高めるとともに、新たな設置者に対し適正な管理がなされるよう指導・啓発を行いました。

(5)鉛製給水管の更新

更新は、修繕工事に併せて実施するとともに、計画的な配水管の改良工事の際にも順次取り替えました。平成21年度からの更新件数は約3,200件、平成24年度末(予定)の全給水管に占める残存率は43.4%となります。



【鉛製給水管の残存率】

2 安定した給水の確保

(1)基幹施設の更新

施設の耐震化を図るために、平成19年度から3か年で萩原台1号配水池の築造工事を実施しました。

さらに、老朽化調査の結果を踏まえて、優先順位の高い配水池の耐震調査を実施しています。



【萩原台1号配水池】

(2) 基幹管路の更新

老朽化した配水管の更新とは別に、配水池からの基幹管路については、 耐震型鋳鉄管を使用するなど、計画的に耐震化を実施しています。

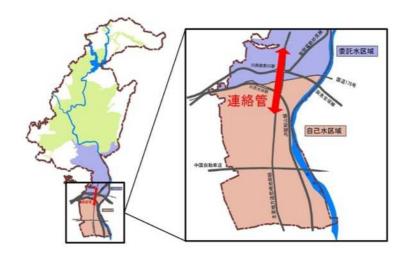
また、水管橋や橋梁等への添架管には、地震等による揺れなどに対応するため、伸縮可とう管を設置しました。



(3)緊急時用連絡管の布設

平成20年度から2か年で栄町~栄根1丁目において、延長1474.9mの 緊急時用連絡管を布設しました。

これにより、渇水・緊急時において、南北(自己水区域と委託水区域) の水道水の融通が可能となりました。



(4)応急給水拠点の強化

緊急貯水槽の増設は、中央北地区整備事業の進捗状況との整合により、 未整備となりました。

緊急遮断弁は、萩原台1号配水池に設置しました。これにより、地震等災害直後の断水時には、配水池7か所、11,860 m³の飲料水を確保することが可能となりました。



【緊急遮断弁設置箇所】

施設名	確保容量
滝山配水池(2号池)	3,000 m ³
湯山台配水池	550 m ³
萩原台配水池 (1号池)	3,000 m ³
清和台配水池(1号池)	1,300 m ³
緑台高区配水池(1号池)	1,760 m ³
大和高区配水池	1,530 m ³
一庫中区配水池	720 m³

(5)水運用体制の確立

市内を24の配水ブロックに区分して、久代浄水場で配水情報を監視しています。このことによって、災害、事故等での早期発見・復旧が可能であり、効率的な水運用を図ることができます。また、一元的な情報管理を行うため、配水監視用機器の更新等を行いました。

マッピングシステム(管路情報管理システム)で管路データーを一元的 に管理することにより、日常の配水管理業務、断水の影響範囲の把握等の業務支援、設計業務の効率化を図りました。



久代浄水場 中央監視室

(6)災害時における体制整備

下水道事業との統合(平成 23 年度)に伴い、災害・事故対策マニュアルの整理をしました。また、知識や技術の習得、職員間の連携等図るために、水道及び下水道が一体となった危機管理訓練を実施しました。





23年度 下水道と合同での危機管理訓練

(7)近隣市との相互応援体制の確立

大阪府池田市との間で緊急時相互連絡管(1か所)を絹延橋に整備しました。これにより、伊丹市(2か所)、宝塚市(2か所)、猪名川町(1か所)と合わせて6か所での接続ができ、1日6,100m³の応援給水の体制が整いました。



22年度、絹延橋に整備された池田市との相互連絡管

3 運営基盤の強化

(1)事業運営の充実・拡充

経営基盤の強化では、給水収益が減少傾向であり、費用の回収ができていないことから、口径別分担金は、資本的収入ではなく収益的収入としました。これにより、黒字経営を継続できました。

組織・職員数の適正化では、職員数は、水道事業の維持管理、災害等の 危機管理及び事業を実施するための必要な定数を維持しました。

下水道事業との統合では、平成23年度に組織統合し、市民の利便性の向上、経営の効率化、危機管理対応の強化につなげました。



(2)人材の育成・活用

退職者の補充については、知識だけでなく、長期にわたる現場の経験を要することから、職員の新規採用や人事異動による若年職員を確保しました。また、再任用職員の活用や研修への参加等により、技術の継承に努めました。

(J) 14 12 12 10 8 8 6 6 4 4 4 2 2 61~65 (年齢) 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~60 ■19年度(31人) ■24年度(25人 再任用6人)

【技術職員の年齢構成】

(3)運営管理の効率化

経営の効率化では、人件費、受水費などの経費削減に努めました。特に、費用の40%(平成23年度決算)を占める受水費については、平成23年度から1m³当たりの単価が16円引下げられ130円となり、年間約1億5千万円の削減となりました。また、工事等では、経営状況等を勘案しながら重要度を精査して実施しました。

民間的経営手法では、営業課窓口業務の包括委託は、局内に「窓口業務等委託化研究会」を設置し、各市の状況を視察するとともに、委託化による効果、メリット・デメリット等をまとめた報告書を作成しました。さらに、委託化の方向性について経営審議会で検討していただきました。

未利用資産の有効活用では、未利用となっている土地、建物等について、 売却等はありませんでした。

(4) 広域化の取組み

効率的な水道事業の運営を協議するため、阪神北地域水道協議会(川西市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町)において、総務・営業、給水、水道技術、水質検査の各部会において活動しています。

(5)需要者サービスの向上

クレジットカードによる支払いは、費用対効果の課題があり、導入には 至っていません。

(6)広報及び広聴活動の充実

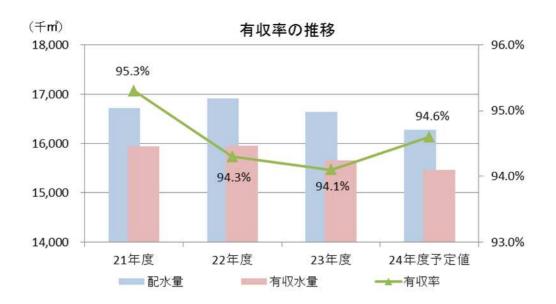
広報紙「かわにしの上下水道」の内容充実のため、ページ枚数を増やす とともに、上下水道事業が一体となったパンフレット「かわにしの上下水 道」を作成しました。



4 環境への思いやり

送水ポンプや電気設備等は、省エネルギーを勘案した仕様としています。 公用車については、環境性能に優れた車両を導入しました。

有収率の向上を図るため、漏水調査を継続的に実施しました。また、事業活動によって発生する廃棄物については、減量化を図るとともにリサイクル 化の推進に努めました。



水道ビジョン(後期 平成25年度~平成29年度)

後期5年間における経営面では、給水人口の減少、節水意識の定着、節水機器の普及等により水需要の減少が続くことが予測されます。平成26年度には、単年度赤字となることが見込まれますが、未処分利益剰余金を活用することにより、現行水道料金は維持することができます。また、減価償却等による留保資金によって投資財源も確保できる見込みです。

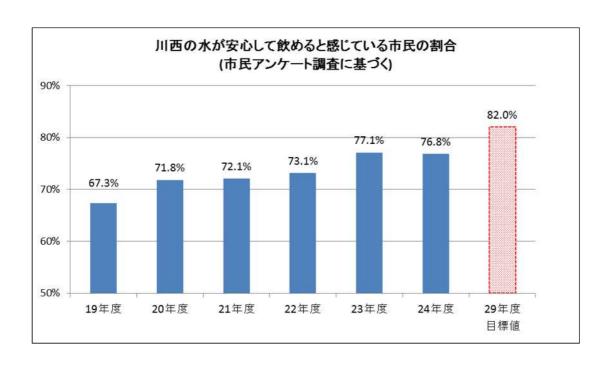
事業面では、基本目標の重点施策としては、鉛製給水管更新のスピードアップ、配水池・基幹管路の耐震性の強化、緊急遮断弁による応急給水拠点の強化、施設譲受による水運用体制の確立があげられます。

また、水需要の減少が予測されるなか、現事業認可の変更に着手します。

1 安心して飲める水道水

(1)水質監視の強化

猪名川水源については、水質に異常が発生した場合、猪名川水質協議会構成団体で対応を講じるとともに、連携して原因を調査し、関係者に対処改善を要望し、良好な原水が得られるよう努めます。



(2)水質管理の充実

水質検査計画に基づき、検査を実施し、状況に応じた検査項目や頻度等の見直しをします。水質検査結果は公表し、水道水の安全性について積極的に広報します。

水道水に含まれる鉛の濃度は、厚生労働省の水質基準以下であり、安全性は確保されていますが、安心して飲める水道水を継続的に供給するため、ガスクロマトグラフ質量分析計や全有機炭素分析計など、水質検査機器を更新し、水質管理の充実に努めます。

(3)直結給水方式の拡大

平成20年度の直結増圧給水装置施行基準の施行により、平成23年度末には23件の中規模集合住宅等が貯水槽のない直結・増圧給水方式となっています。

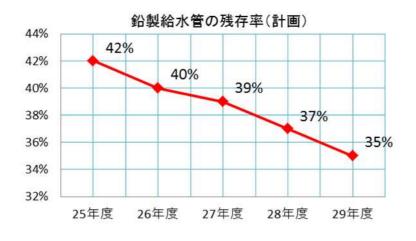
給水サービスの向上を図るため、給水量、水圧変動など配水管への影響 を調査、分析し、直結・増圧給水方式の増加に対応できる水道施設の維持 に努めます。

(4)貯水槽水道の管理の適正化

小規模貯水槽(10m³以下)について、適正な管理がなされるよう、引き 続き管理者あるいは所有者の特定を図り、指導・啓発を行います。

(5)鉛製給水管の更新

5年間で約5,500件の鉛製給水管を更新する予定です。すべての鉛製給水管の解消に向け、他の事業との調整を行い、可能な限り更新工事のスピードアップを図ります。平成29年度の全給水管に占める残存率は35%となる予定です。



2 安定した給水の確保

(1)基幹施設の更新

配水池の耐震化は、地震等の災害に対応するため計画的に実施している 事業であり、久代浄水場の耐震調査を始め、優先順位の高い5か所の配水 池の耐震化を順次、実施していきます。



(2)基幹管路の更新

管路の更新は、配水池からの基幹管路の耐震化を優先して実施します。 安定した給水を確保するためには、配水池だけでなく、基幹管路も耐震化 する必要があり、施設と一体的に実施していきます。また、新名神高速道 路、中央北地区整備事業に関連する管路整備については、事業等の進捗に 沿って進めていきます。



(3)応急給水拠点の強化

災害時における飲料水を確保するため、引き続き、配水池の耐震化に併せて緊急遮断弁を設置し、応急給水拠点の整備を図ります。

緊急貯水槽については、中央北地区整備事業の進捗に合わせて設置します。

(4)水運用体制の確立

兵庫県が所有する3調整池(矢問・多田院・山の原)は、川西市が専用の配水池として使用していますが、3施設とも兵庫県の水運用計画の対象外となりました。これらは、川西市にとって今後も必要な施設であることから、兵庫県から施設を購入し、引き続き配水池として使用、管理していきます。価格及び購入時期は兵庫県と協議をしていきます。

施設名	所在地	容量
矢問調整池	鴬が丘	2,800 m ³
多田院調整池	緑台	1,800 m ³
山の原調整池	山原	1,500 m ³

マッピングシステムの活用では、公共下水道台帳の電子化を行い、平成26年度から上下水道が一体となったマッピングシステムの本格運用を開始し、効率的な運用・管理により業務の効率化を図ります。

(5)災害時における体制整備

「川西市上下水道危機管理行動指針」(平成 23 年 4 月施行)に基づく各種マニュアルを更に実用に即した内容に見直します。また、上下水道局として、危機管理に対応できる配備体制を構築します。

(6)近隣市との相互応援体制の確立

伊丹市、宝塚市、猪名川町及び池田市との間で緊急時相互連絡管を整備しており、これらの市町と合同で危機管理訓練を実施し、災害や渇水時等における相互応援体制を確立します。

3 運営基盤の強化

(1)事業運営の充実・拡充

水需要の減少により給水収益が減少する状況下にあって、鉛製給水管・ 老朽施設の更新、耐震性の強化等の事業実施が不可欠であり、これに対応 するために経営の効率化を図り、安定的な経営、財政状況を維持すること が求められます。

収入では、給水収益を補うため、口径別分担金の考え方を整理し、利用権の対価として収入に加えます。支出では、平成28年度からの受水費、浄水処理委託料の動向もありますが、収支では、未処分利益剰余金が平成29年度末で約10億円確保され、投資の財源となる減価償却等による留保資金も約26億円が確保される見込みです。

資本的収入及び支出の不足額は約35億円となる見込みですが、5年間の留保資金と内部留保資金で補うことができます。投資の財源の裏付けとなる資金は、定期預金など短期で運用していますが、資金の実質価値の目減りが生じないように、安全性を考慮しながら長期的な資金運用をします。

組織・職員数の適正化では、施設の維持管理、災害等の危機管理、投資計画を推進していくためには、マンパワーが必要ですが、上下水道事業の人事交流を図り、現状の定数で事業等を推進します。

(2)人材の育成・活用

技術職員については、一定の定数を確保し、技術を継承する体制はできています。しかし、職員の年齢構成が高いため、新規職員を採用するなどの若返りにより、定年までの経験年数を長くすることに継続して取り組むとともに、下水道事業担当職員との人事交流を図り、技術の継承に努めます。

また、外部研修への参加や実践研修を通じて技術力の向上を図ります。

(3)運営管理の効率化

経営の効率化では、費用の40%(平成23年度決算)を占める受水費については、次回の改定年度(平成28年度)に向けて、兵庫県に対し、他の受水団体と協力して引き下げを要望していきます。また、予算編成の指針となる事業実施計画については、その時期を的確に判断し、予算化します。

営業課が所管する業務の包括委託については、営業課職員の減員が図られ、その人数を技術職員に振り替えることにより、事業のスピードアップが可能となるなどのメリットが生じるものと考えられます。しかしその一方、委託業者の固定化や将来の委託料増額なども懸念されることから、費

用対効果や近隣市の実施状況も参考にしながら慎重に検討していきます。 未利用資産の有効活用では、未利用となっている土地、建物等について、 引き続き、売却等も含めた活用方法を検討します。

(4) 広域化の取組み

人口の減少が進む中で、経営基盤が脆弱な中小水道事業体にとって広域 化は避けて通れない課題であります。しかしながら、料金体系など解決が 困難な課題が山積しています。今後も近隣市町の動向を見極めながら引き 続き調査・研究していきます。

(5)需要者サービスの向上

クレジットカードによる支払いについては、今後とも研究・検討を続けていきます。

(6)広報及び広聴活動の充実

上下水道局独自のホームページを開設し、分かりやすく、タイムリーな情報を発信します。

水道事業に関する市民アンケート調査を実施し、事業運営に活用します。

4 環境への思いやり

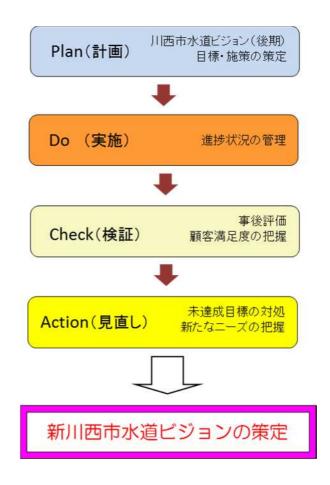
環境への負荷を軽減するため、配水池の外灯などに太陽光発電を導入していきます。

また、有収率の向上を図るため、漏水調査を継続的に実施します。平成29年度における有収率の目標値を96%としています。

計画のフォローアップ

水道ビジョン(後期)については、その達成・進捗状況を中間で検証し、手 法の改善や数値目標などに反映させ、事業運営を推進します。

現水道ビジョンの期間終了後には、後期分の検証を行うとともに、新たな目標を定めた新水道ビジョンを策定します。



参考資料

水道事業のあゆみ

年		月	事 項
昭和 28	年	4 月	花屋敷・雲雀丘において駐留軍の水道施設を、川西町・西谷村(現宝塚市)が共同管理 事業認可を受け、川西町上水道事業を創設(4月23日) 計画給水人口 20,000人 計画1日最大給水量 5,000㎡
		7 月	北摂上水道町村組合委任水道認可(S29.8「北摂上水道事務組合」に名称変更)
昭和 29	年	2 月 8 月	池田市から受水し、給水開始(S29.2.22~33.1.22) 川西町、多田村、東谷村の1町2村が合併し、川西市が誕生 合併当時の人口 33,741人
昭和 32	年	3 月	平野簡易水道給水開始(平野字湯之町一円)
昭和 33	年	1 月 6 月	松山浄水場が完成し、自己水源による給水開始(S33.1.23) 「北摂上水道事務組合」を解散(S33.6.2)
昭和 35	年	12 月	第 1 期拡張事業認可(S35.12.28) 計画給水人口 3 4 , 0 0 0 人 計画 1 日最大給水量 8 , 5 0 0 ㎡
昭和 36 昭和 37 昭和 38	年	4 月	川西市南部(久代・久代新田)地区の拡張事業で、高芝水源井完成 公営企業法の一部の適用(財務規定) 第2期拡張事業認可(S38.12.27) 計画給水人口 81,000人 計画1日最大給水量 28,500㎡
昭和 39	年	3 月	高芝浄水場が完成し、給水開始
昭和 40	年	1 月	阪急緑ヶ丘簡易水道事業給水開始(民営) 人口急増のため、水不足が深刻化する
昭和 42 昭和 45		3 月 4 月 6 月 11 月	地方公営企業法の全部適用 多田グリーンハイツ水道事業給水開始(民営) 滝山浄水場が完成し、給水開始 猪名川流域が異常渇水 阪急北ネオポリス水道事業給水開始(民営) 清和台水道事業給水開始(民営)
н <u>п</u> тн 43	+	4 /3	
昭和 46	年	3 月	北部水道事業認可(S46.3.31) 計画給水人口 93,000人 計画1日最大給水量 35,340 m ³
昭和 47	年	5 月	鴬の森専用水道給水開始(民営)
昭和 48	年	3 月 7 月	藤ヶ丘専用水道給水開始(民営) 猪名川流域の少雨による異常渇水
昭和 49	年	3 月	第 3 期拡張事業認可(S49.3.30) 計画給水人口 7 3 , 5 0 0 人 計画 1 日最大給水量 3 3 , 0 6 0 ㎡
		4 月	水道料金の改定(改定率 8 7 . 9 %) 伊丹市から受水し、北部暫定給水を開始(~ S 57 . 10)
		6 月 7 月	多田地区暫定給水開始 東谷地区暫定給水開始 全国的な異常渇水

	年		月		事項
昭和	50	年	9	月	萩原台専用水道給水開始(民営)
昭和	51	年	3	月	第3期拡張事業変更認可(S51.3.27) 計画給水人口 76,600人 計画1日最大給水量 36,000㎡ 一庫ダム建設が遅延のため、南部地域で地下水確保
			12	月	南北水道料金の改定(改定率:南部 102.9%・北部暫定 30.9%) 水資源開発公団が一庫ダム建設着工
昭和	53	年		月 月	久代浄水場の一部が完成し、給水開始 猪名川流域の異常渇水
昭和	54	年	4	月	平野簡易水道施設廃止(多田院より給水)
昭和	55	年	3 10		兵庫県水道用水供給事業統合認可 久代浄水場完成 南北水道料金格差を段階的に縮小(~ S 57.3)(改定率:南部 3 0 . 9 %・北部 2 0 . 7 %)
昭和	56	年	4	月	民営専用水道事業統合により、暫定給水を開始
昭和	57	年	4	月	 南北水道料金統一、南北水道事業を統合、川西市水道事業に一元化 東ダルカエボ
			7	月	ー庫ダム竣工式 第4期拡張事業認可(S57.7.7) 計画給水人口 204,200人 計画1日最大給水量 90,100㎡
			10	月	兵庫県営多田浄水場が完成し、受水開始 受水料金:120円 / ㎡(暫定)(単一料金制)
					兵庫県営水道受水に伴い、多田グリーンハイツ、阪急北ネオポリス及び清和台の大規模民営水道 事業を統合 多田地区、東谷地区、伊丹市受水から兵庫県営水道受水に変更
昭和	59	年			一庫ダム完成
昭和	61	年	4		受水料金改定:155円/m ³ (単一料金制) 水道料金の改定(改定率 22.7%)
			11	月	猪名川流域で異常渇水
平成	元	年	3	月	第 5 期拡張事業認可(H1.3.31) 計画給水人口 1 7 7 , 0 0 0 人 計画 1 日最大給水量 9 0 , 1 0 0 ㎡
			10	月	松山及び滝山浄水場廃止(H1.10.12)
平成	3	年		月 月	兵庫県営水道に浄水処理委託開始 黒川地区給水開始 新滝地区給水開始
 +		_			
平成 平成		年 年	4	月 月	│ 水道料金の改定(改定率 29.1%)(H4.4.1) │ 石綿管の更新事業開始
平成	6	年	3	_	水道センター完成(久代浄水場内)
平成	6	年	4 8	月月	横川西水道サービスを設立 猪名川流域で異常渇水 記録的な少雨のため渇水、一庫ダムの貯水率が17.9%まで低下し、取水が制限された
平成	7	年	1	月	(H6.8.8~H.7.5.12) [取水制限率 10%~30%] 阪神・淡路大震災発生
平成	9	年	2	月	異常寒波襲来
平成 平成					水道広報紙「かわにしの水道」を創刊 組織改正により、部制から局制(水道局)に変更
1 17%			т	, ,	TO A CHIEF OF A CHIEF

1	Ŧ		月		事項
平成	12	年	4	月	受水料金改定(単一料金制から二部料金制へ) 基本料金1: 1,200円 (受水団体平均単価:155円) 基本料金2: 23,800円 (川西市単価:152円) 水量料金: 52円/㎡
			10	月月	給水区域:西多田・石道・西畦野・国崎の一部及び横路 給水人口:185,000人
平成 平成 平成 平成	14 15	年 年	8 8 1 2	月月月月	水道通水 5 0 周年記念式典等を開催
平成	17	年	3	月月月	猪名川流域の異常渇水 太陽光発電システム竣工式 水道料金等を改定(H17.4.1) ・改定率 平均13% 当初2年間10.4% 3年目以降14.8%(H19.4~口径13・20mmの基本料金変更) ・分担金及び手数料を20%改定
				月	東久代深井戸(予備井)さく井工事完成
平成	18	年	3	月	滝山2号配水池耐震化事業による改良工事完成 第5期拡張事業第2回変更(取水地点の変更)
平成	19	年	6 3	月 月	一庫ダム水位弾力的管理試験 滝山 1 号配水池耐震化事業による改良工事完成
平成	20	年	4	月	受水料金改定 基本料金1: 2,700円 (受水団体平均単価:152円) 基本料金2: 21,100円 (川西市単価:146円) 水量料金: 48円/㎡
平成 平成			12 3	月	
平成	23	年	3		東日本大震災発生(3/11) 被災地へ応援給水を行う(3/14~6/10の間に計8隊派遣) 組織統合により上下水道局としてスタート(3室6課) 災害備蓄水「きんたくんの力水」を作成
			Ω	月	受水料金改定(予定より1年前倒しの改定) 基本料金1: 3,600円 (受水団体平均単価:132円) 基本料金2: 17,300円 (川西市単価:130円) 水量料金: 48円/㎡ 上下水道局において、東日本大震災の被災地、宮城県女川町へ職員の長期派遣を行う
平成	24	年		月月	

水道料金の変遷

(1) 南部水道事業・・・・昭和29年2月25日 制定

区分	家庭用専用	家庭用共用 1戸につき	営業用	官・学・病用	湯屋用	工事 事業場用	特殊用
基本料金	10m³につき	5m³につき	10m³につき	20m³につき	100m³につき	30m³につき	1 m³ につき
基 华科亚	240円	100円	250円	400円	1,800円	750円	25 円
超過料金			1 m ³	を 増 す	毎に		
但迴科並	24円	20円	25 円	20円	18円	25 円	25 円

口径	量水器使用料
13 mm	30 円
16	40
20	60
25	100
40	200
50 以上	所有者の負担

(2) 南部水道事業・・・・昭和49年4月1日 改定 改定率 87.9%

(-) 17		~	THIH	, , , , , ,	י די נ	-X /L	- -	7.0 /0				
□ 32	量水器	甘木料合	水 量 料 金									
口径	使用料	基本料金		家	浴場用	臨時用						
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段						
13 mm	40 円	150 円	10m³までの	10m ³ をこえ	20m³をこえ	40m ³ をこえ						
20	70	220	TUM*までの 分	10m°をこん 20m³までの	20m°をこん 40m³までの	40m°をこん る分						
25	100	280	Л	分	分	эл						
40	250	580										
50	650	800										
75	800	1,700	21	21	21	. 21	. 21	. 21				
100	1,100	2,800	1m³につき 19円	1m³につき 38円	1m³につき 54円	1m³につき 60円	1m³につき 22円	1m³につき 150円				
125 以上	管理者が 別に定める	管理者が 別に定める			- 13			13				

(3) 北部暫定水道事業・・・・・昭和49年4月1日 制定

	170370		73 193	<u> </u>		
口径	量水器使用料	基本料金	水 量	料 金		
			第 1 段	第 2 段		
13 mm	40 円	245 円	15m³までの分	15m³をこえる分		
20	70	645	1m³につき	1 m³ につき		
25 以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	105円 200円			

南部水道事業・・・・・昭和51年12月1日 改定 改定率 102.9%

□ <i>1</i> 2	甘★拟合	水 量 料 金							
口径	基本料金	家 事 用							臨時用
		第1段	第2段	第 3 段	第 4 段	第5段	第6段		
13~20 mm	260円	2 + 6	- 3+-=	40 34-5	00 3+	40 34-5	400 3		
25	770		5m³をこえ 10m³までの	20m³ までの	40m³ までの	40m³をこえ 100m³ まで の分	100m³ をこ える分		
40	2,210		分						
50	3,770								
75	10,170								
100	20,670	1m³につき	1 m³ につき	1 m³ につき	1 m³ につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき
150 以上	管理者が 別に定める	26円	35円	72円	107円	134円	160円	30円	300円

使用水量が 10 m³ 以下の水量料金(浴場用及び臨時用を除く)については、昭和 51 年 12 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までの間に限り、改訂前の第 1 段の水量料金を適用する。

(4) 北部暫定水道事業・・・・・昭和51年12月1日 改定 改定率 30.9%

<u> </u>			7				
口径	基本料金	水 量 料 金					
		第 1 段	第 2 段	第 3 段			
13~20 mm	5m³まで 875 円	5m ³ をこえ 15m ³ までの分 20mm以下 1m ³ につき 133円	15m³をこえ 40m³までの分	40m³をこえる分			
25	1,050						
40	3,080	15m³までの分					
50	5,260		1 m³ につき	1 m³ につき			
75	14,220	25mm 以上 1m³につき 133円	266円	300円			
100 以上	管理者が別に定める						

メーターの口径が 20 mm以下で使用水量が 5 m³をこえ、10 m³以下の水量料金及びメーターの口径が 25 mm以上で使用水量が 10 m³以下の水量料金については、昭和 51 年 12 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までの間に限り、改定前の第 1 段の水量料金を適用する。

(5) 南北水道事業統合・・・昭和55年10月1日 改定 改定率 南部 30.9% 北部 20.7%

(-) 11		717/1/0		• •	•					
□ /Z	サナいへ	水量料金								
口径	基本料金			浴場用	臨時用					
		第1段	第2段	第3段	第 4 段	第5段	第6段			
13~20mm	300円	F3 + 70	r3 + - =	403 + - =	003+===	003+-=	4003 + -			
25	1,200		5m³をこえ 10m³までの	10m³をこえ 20m³ までの		30m ³ をこえ 100m ³ まで	100m³ をこ ラスム			
40	3,600		分	分	分	の分	んもり			
50	6,200									
75	16,800	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	
100	34,500	32円	42円	83円	128円	179円	230円	35円	300円	
150以上	管理者が 別に定める	43円	56円	111円	171円	239円	300円	_		

昭和57年4月1日より南北統一料金に改定

上段:南北統一料金 下段:北部暫定料金

昭和61年4月1日 改定 改定率 22.7%

D 47	甘土州人	水 量 料 金								
口径	基本料金			浴場用	臨時用					
		第1段	第 2 段	第3段	第 4 段	第5段	第6段			
13~20mm	340円	- 2	- 24-3		2.4-2	2.5				
25	1,500	5m³ までの 分	5m³をこえ 10m³までの	10m³をこえ 20m³ までの	20m³をこえ 30m³ までの		100m³をこ える分			
40	5,100		分	分	分	の分				
50	9,000									
75	25,900	431-2+	4 3 1- 0 +	4 3 1- 0 +	4 3 1- 0 +	431-0+	4 3 1- 0 +	431-0+	431-0+	
100	55,000	1m³につき 40円	1m³につき 50円	1m³につき 105円	1m³につき 160円	1m³につき 225円	1m³につき 290円	1m³につき 40 円	1m³につき 400円	
150以上	管理者が 別に定める									

(6) 平成 4 年 4 月 1 日 改定 改定率 29.1%

□ <i>(</i> 2	甘士虯今	水 量 料 金							
口径	基本料金			浴場用	臨時用				
		第1段	第 2 段	第3段	第 4 段	第 5 段	第6段		
13 ~ 20mm	430円	- 3 + - 0	- 34-5	40 34-5	00 3 = 5	00 34==	100 3		
25	1,900		5m³をこえ 10m³までの			30m ³ をこえ 100m ³ まで	100m³ をこ える分		
40	6,400		分	分	分	の分			
50	11,300								
75	32,700	1m³につき	1m³につき	1 m ³ につき	1 m ³ につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき
100	69,600	50円	65円	135円	205円	290円	370円	50円	550円
150以上	管理者が 別に定める								

(7) 平成 17 年 4 月 1 日 改定 改定率 13.0%(当初 2 年間 10.4%・3 年目以降 14.8%)

			水 量 料 金						
口 径	基本料金					1-1 312		WALE IT	rest m
				家	事 用			浴場用	臨時用
	560円	第1段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第6段		
13 ~ 20mm	(700)	- 3 + - 0	r 2 ± +π ≥	40 24+45	00 3 ++11 =	00 3 ++11 =	100 3 + +11		
25	2,600		5m³を超え 10m³以下の	10m³を越え 20m³ 以下の	20m³を超え 30m³以下の	30m³を超え 100m³ 以下	100m³ を超 える分		
40	8,500		分	分	分	の分			
50	14,500								
75	37,000	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1 m³ につき	1 m³ につき	1 m³ につき	1m³につき	1m³につき
100	75,000	60円	80円	150円	220円	305円	370円	60円	550円
150以上	管理者が 別に定める								

メーター口径が 20 mm以下の基本料金については、平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 3 1 日までと、平成 19 年 4 月 1 日からの区分で段階的に改定。 ()内は、平成 19 年 4 月 1 日から適用。

水道料金等の消費税転嫁 平成元年 4月1日(平成3年3月31日まで)

水道料金等の消費税凍結 平成3年 4月1日(平成8年3月31日まで)

水道料金等の消費税転嫁平成8年4月1日 【3%】水道料金等の消費税転嫁平成9年4月1日 【5%】